

令和7年度 償却資産(固定資産税) 申告の手引

法人や個人で、工場、商店、賃貸住宅（アパート）などを経営していて、その事業のために使用している資産（構築物、機械装置、工具・器具・備品など）を所有している方は、資産の多少・増減にかかわらず、毎年1月1日現在（賦課期日）で浅口市内に所有する償却資産の状況を浅口市役所へ申告していただくことになっています。（地方税法第383条）

つきましては、この「申告の手引」を参考に、償却資産申告書を作成され、期限までに提出いただきますようお願いいたします。郵送での提出を推奨いたします。（窓口での提出も可能です。）

- 📖 この申告は、確定申告とは別のものです。確定申告は所得税のための申告であり、償却資産の申告は固定資産税の計算をするために必要な申告です。
- 📖 アパート経営や駐車場経営をしている方も申告が必要です。
- 📖 10kw以上の太陽光発電設備（ソーラーパネル）により売電をしている方も申告が必要です。

申告期限	令和7年1月31日(金曜日)
申告書提出先 (お問い合わせ)	〒719-0295 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050 浅口市役所 税務課(償却資産担当) 電話 0865-44-9040(税務課直通)



この申告案内はこれまでに申告があった方をはじめ、新規事業者の方、償却資産を所有していると思われる方にもお送りしています。

電子申告（e L T A X）による申告

浅口市では、インターネットを利用した償却資産の申告も受け付けています。初めて利用されるには、e L T A Xホームページで利用届出（新規）をおこない、利用者IDを取得する必要があります。e L T A Xの利用開始や操作方法などは、e L T A Xヘルプデスクへお問い合わせください。

また、税理士等の代理人に申告依頼する場合には、利用者届出及び申告データに代理人となる税理士等の電子証明書を添付することになりますので、申告者の電子証明書の取得は不要となります。

もくじ

■ 申告書を提出される際のお願い	P. 2
■ 償却資産とは？	P. 3
■ 申告が必要な方	P. 4
■ 提出が必要な書類（申告）	〃
■ 過年度にさかのぼっての課税（最大5年間）	〃
■ 申告をしない場合・虚偽の申告をした場合	P. 5
■ 実地調査のお願い	〃
■ 償却資産の範囲	〃
申告の対象となる資産	P. 6
申告の対象外となる資産	〃
■ 少額の減価償却資産の取扱い	〃
■ リース資産の取扱い（誰が申告する？）	P. 7
■ 税務会計（国税）との違い	〃
■ 家屋と償却資産の区分	P. 8
■ 建物を借りて店舗や事業をしている方（テナント入居者）	P. 9
■ 太陽光発電設備を所有している方	〃
■ 課税標準額の特例（税の軽減措置）	P. 10
■ 評価額の算出方法	P. 11
■ 償却資産 Q&A（よくある質問）	P. 12
■ 記入例「償却資産申告書」	P. 13
■ 記入例「種類別明細書」（増加資産・全資産用）	P. 14
■ 記入例「種類別明細書」（減少資産用）	P. 15
■ 主な資産とその耐用年数（抜粋）	P. 16

申告書を提出される際のお願い

★申告書は、複写式ではありません。お手元に控えが必要な方は、あらかじめご自身でコピーをとってからご提出くださいますようお願いいたします。

ただし、2枚複写の申告書を利用してはじめて申告される方は、1枚目のみを提出してください。

★申告書を郵送で提出される場合で市の受付印を押した申告書控えの返送を希望される方は、切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

★申告書の内容確認などのために、市役所税務課からご連絡させていただく場合があります。
電話番号を忘れずに記入してください。

★申告書の提出は、金光総合支所や寄島総合支所でも可能です。

★償却資産に関するご質問などは、本庁税務課（0865-44-9040）へお尋ねください。

償却資産とは？

固定資産税の一種で、事業のために使用している機械、備品、構築物などが対象になります。

償却資産 = 土地や家屋以外で事業のために使用しているモノ



会社や個人の方が事業を営むために所有している土地・家屋以外の資産のことで、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものが該当します。

たとえば・・・

業種	具体的な資産（主なもの）
すべての業種に共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、看板、案内板、舗装路面、駐車場設備、ブラインド、LAN設備など
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機 受変電設備、機械の給排水設備など
印刷業	各種印刷機、製版機、断裁機など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフトなどの土木建設車両（軽自動車税の課税対象は除く）、大型特殊自動車、発電機など
料理飲食業	テーブル、いす、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、テレビなど
小売業	陳列棚、陳列ケース、レジスター、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫など
理容業・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール、レジスターなど
医業・歯科	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニットなど）、 各種事務機器、薬品戸棚、待合室用いすなど
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備など
アパート賃貸業 不動産賃貸業	受変電設備、門、塀、植栽、花壇、外構工事、駐車場の舗装、車止め、 ルームエアコン、駐輪場、外灯、フェンスなど
駐車場業	機械式駐車設備、駐車場の路面舗装、柵、照明などの電気設備など
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、防壁、地下タンク、独立キャノピーなど
ホテル・旅館業	客室設備（ベッド、家具、テレビなど）、厨房設備、洗濯設備、音響設備など
パチンコ店 ゲームセンター	ゲーム機、両替機、玉貸機、パチンコ機、パチンコ機取付台（島工事）など
太陽光発電	太陽光パネル、パワーコンディショナー、フェンス、舗装など

上記の業種や資産は、例示です。例示されていない業種や資産以外でも、償却資産を所有していれば、法人・個人にかかわらず申告が必要です。

申告が必要な方

- 浅口市内に土地や家屋以外で事業のために使用している資産（貸し付けている資産も含みます）を所有している法人、個人
- 浅口市内に太陽光発電設備を所有している方
- アパート経営（不動産経営）、賃貸駐車場経営をしている方 など

提出が必要な書類（申告）

償却資産申告書のほか、それぞれに応じた書類を本庁税務課に提出してください（郵送も可能です）。

申告書は複写式ではありません。お手元に控えが必要な方は、あらかじめご自身でコピーをとってからご提出ください。
ただし、2枚複写の申告書を利用してはじめて申告される方は、1枚目のみを提出してください。

提出書類		償却資産 申告書	種類別明細書 （増加資産・全資産用）	種類別明細書 （減少資産用）
申告が必要な方				
今年のはじめて申告書が 送られてきた方	対象資産がある 場合	必須	必須	
	対象資産がない 場合 ※1	必須		
これまでに申告したことがある方		必須	○ 資産が増えたとき	○ 資産が減少したとき
廃業・解散・商号変更などがあつた方 ※2		必須		○

※1 申告書の「18 備考」欄に「該当資産なし」と記載してください。

※2 申告書の「18 備考」欄に、廃業・解散・商号変更などをしたことを記載してください。

申告書への個人番号（マイナンバー）の記載

申告書には、マイナンバーを記載してください。申告書提出の際に、本人確認・マイナンバー確認をおこないますので、つぎの必要書類をご準備ください。法人の場合は、法人番号の記載のみお願いします。

本人が申告書を提出するとき	代理人が申告書を提出するとき
次の① ②どちらも必要です ① 本人確認できるもの 運転免許証、健康保険証など ② 番号確認できるもの マイナンバーカードまたは通知カード	次の① ② ③すべて必要です。 ① 申告者本人の番号確認できるもの マイナンバーカードまたは通知カード ② 代理人自身の本人確認できるもの 代理人の運転免許証、税理士証票など ③ 申告者本人からの委任状（原本） 税理士の場合は、税務代理権限証

過年度にさかのぼっての課税（最大5年間）

提出された申告書の内容や市の確認結果により、申告内容の修正や申告漏れ資産などがあつた場合には、地方税法第17条の5第5項の規定により資産の取得年次に応じて、過年度にさかのぼることがあります。

申告をしない場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をしなかった場合には、地方税法第 386 条及び浅口市税条例第 75 条第 1 項の規定により 10 万円以下の過料を科されることがあるほか、同法第 368 条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。

虚偽の申告をした場合には、同法第 385 条の規定により、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金を科されることがあります。



実地調査のお願い

浅口市では、地方税法第 353 条及び第 408 条に基づき、償却資産の調査を順次実施しており、申告内容の確認のために「固定資産台帳」又は「減価償却費計算（明細）書」等の写しなど関係書類をご提出いただき、市役所の償却資産台帳と照合しています。

また、市の償却資産担当者が会社等へ伺い、会社に備え付けの固定資産台帳等を調査させていただくことがあります。実地調査の依頼があった場合には、ご協力をお願いします。

償却資産の範囲

会社や個人の方が事業を営むために使用している土地・家屋以外の資産のことで、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものが該当します。

資産の具体例

資産の区分	主な具体例
構築物	舗装した路面、庭園、門、塀、よう壁、看板、広告塔など
建物付属設備	受変電設備、給排水設備、冷暖房設備など
機械・装置	加工用設備、製造用設備、印刷設備、製本設備、建設工業機械、ブルドーザー等の自走式作業用機械、太陽光発電設備など
船舶	漁船、貨物船、客船、ボートなど
車両・運搬具	大型特殊自動車、自転車、農耕用運搬具、土木作業用運搬具など ※自動車税、軽自動車税が課税されるものは対象外
工具・器具・備品	測定工具、検査工具、取付工具、ドリル、カッター、OA 機器、パソコン、複写機、ルームエアコン、冷蔵庫、音響機器、デスク、金庫、陳列ケース、医療用機器、ロッカー、自動販売機など

申告の対象となる資産

- 償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態）
- 未稼働資産（すでに完成しているが、いまだ稼働していない資産）
- 建設仮勘定資産のうち、事業の用に供しているもの
- 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- 資本的支出としての改良費
- 福利厚生（社宅・寮、研修施設、食堂など）の用に供しているもの
- 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却、特別償却、割増償却をしているもの
- 租税特別措置法による中小企業者等の少額資産の損金算入の特例を受けるもの
- 個別に減価償却しているもの（取得価額 10 万円未満のものを含む）

申告の対象外となる資産

- 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- 無形固定資産（ソフトウェア、特許権、漁業権など）
- 棚卸資産（商品、貯蔵品など）
- 繰延資産
- 耐用年数 1 年未満の資産又は取得価額 10 万円未満の資産で一時に損金算入したもの
- 取得価額 20 万円未満の資産を税務会計上 3 年間の一括償却したもの
- 家屋として固定資産税が課税される資産

少額の減価償却資産の取扱い

取得価格が 30 万円未満の資産の申告は、税務会計上の経理区分により次の表のとおり取扱いが異なります。

償却方法 取得価額	個別に減価償却 している資産	中小企業等の少額 減価償却資産特例	3 年間一括償却	一時に損金算入	
10 万円未満	申告必要	申告必要	申告不要	申告不要	
10 万円以上 20 万円未満					
20 万円以上 30 万円未満					
30 万円以上					

（注意）

※取得価額 20 万円未満のリース資産（ファイナンス・リース）⇒申告不要

平成 20 年 4 月 1 日以降に取得したファイナンス・リース取引によるリース資産で、取得価額 20 万円未満のリース資産は申告不要です。

リース資産の取扱い（誰が申告する？）

リース契約の内容により、申告者がそれぞれ次のとおりとなります。

資産の所有権が移転しないリース（所有権移転外リース）の場合

リース期間終了後、その資産がリース会社に返還される契約であれば、原則、資産の所有者であるリース会社が申告者となります。

リース期間終了後、使用者に無償譲渡されるリース（所有権留保付割賦販売）の場合

リース期間終了後、その資産が無償・名目的な対価の額で譲渡される場合は、原則、使用者（ユーザー）が申告者となります。ただし、取得価額 20 万円未満のリース資産の場合は、申告は不要です。

税務会計（国税）との違い

	固定資産税（地方税）	税務会計（国税）
償却計算	暦年（賦課期日 1 月 1 日）	事業年度（決算日）
減価償却の方法	原則、定率法 （固定資産評価基準に定める原価率）	（旧）定率法・（旧）定額法 の選択制（建物は定額法）
前年中の新規取得資産	半年償却（2 分の 1）	月割償却
圧縮記帳	×認められません （圧縮前の取得額で申告）	認められます
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	×認められません	認められます
評価額の最低額	取得額の 5 %	備忘価格（1 円）
改良費	区分評価 （改良を加えられた資産と 改良費を区分して評価）	合算評価も可
中小企業者等の少額資産の 損金算入の特例（租税特別措置法）	×認められません （申告の対象です）	認められます
耐用年数 1 年未満または取得 価額 10 万円未満で一時損金算入	○認められます （申告の対象外です）	認められます
取得価額 20 万円未満で 3 年間一括償却	○認められます （申告の対象外です）	認められます

家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水衛生設備、ガス設備、消火設備、空調設備、運搬設備など家屋と一体となって、その効用を高めるための建築設備が取り付けられています。

自己所有の家屋に取り付けた設備

家屋と建築設備などの所有者が同じ場合で、建築設備が家屋評価に含まれる場合は、償却資産としての申告は必要ありません。ただし、独立した機器、特定の生産業務に使用されるもの、単に移動や転倒を防止する程度に家屋に取り付けられたものは償却資産の対象となります。

（注意）※特定の生産活動を行うために必要な動力源、熱源などの配線・配管、ガス、給排水、エア配管、照明設備やその付属設備などは償却資産に該当します。

設備の種類	償却資産になるもの	家屋に含めるもの
発電設備	自家用発電設備、受変電設備	
動力配線配管設備	特定の生産または業務用設備	左記以外のもの
電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離した屋外照明設備	屋内照明設備、分電盤、分電盤から内側の配線配管
電話設備	電話機、交換機等の装置・器具など	配線・配管
電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	配線・配管
消火装置	消火栓設備のホース・ノズル、消火器	消火栓設備、スプリンクラー
中央監視装置	中央監視装置	
避雷設備、換気設備、衛生設備		設備一式
し尿浄化槽設備	右記以外の設備	家屋と一体となった設備
ガス設備、給排水設備	特定の生産または業務用設備、屋外設備	左記以外の設備
冷暖房設備	ルームエアコン（取り外しが可能なもの）	家屋と一体となった設備
厨房設備、洗濯設備	厨房機器（旅館、ホテル、飲食店、病院、社員食堂など）	システムキッチン
洗濯設備	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機（旅館、クリーニング業、ホテル、病院など）	
運搬設備	工場用ベルトコンベアー、垂直型連続運搬装置	エレベーター、小荷物専用昇降機、エスカレーター設備
間仕切り	ついたて程度のもの	容易に取り外せないもの

（注意）上記の区分はあくまでも参考ですので、必ずしもこの区分によらない場合もあります。

建物を借りて店舗や事業をしている方（テナント入居者）

建物や店舗などを借り受けて事業をされている方（テナント入居者）が、自らの営業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等のほか、外壁、内壁、天井、床などの仕上げ、建具、配線、配管などは、特定附帯設備といい、テナント入居者の方がそれらを償却資産として申告する必要があります。（地方税法第 343 条第 10 項、浅口市税条例第 54 条第 8 項）

太陽光発電設備を所有している方

10 k w 以上の太陽光発電設備を所有している方は、個人、法人に関係なく申告が必要となります。

区分	用途	10 k w 未満	10 k w 以上
個人の方	住宅用	申告は不要です	申告が必要です
	事業用 （例）アパートの屋根上に設置 土地に設置した架台の上に設置	出力の大きさに関係なく申告が必要です	
法人の方		用途や出力の大きさに関係なく申告が必要です	

発電設備の部分別区分

	屋根材と一体化	屋根の上に 架台を載せて設置	自宅以外の場所に設置 （店舗、アパート屋根、 土地の上）
太陽光パネル	対象外	○申告が必要	○申告が必要
架台	対象外	○申告が必要	○申告が必要
接続ユニット	○申告が必要	○申告が必要	○申告が必要
パワーコンディショナー	○申告が必要	○申告が必要	○申告が必要
表示ユニット	○申告が必要	○申告が必要	○申告が必要
電力量計など	○申告が必要	○申告が必要	○申告が必要

太陽光発電設備の資産種類と耐用年数

資産の種類は、「機械及び装置」に該当し、耐用年数は 17 年です。

課税標準額の特例（税の軽減措置）

先端設備等導入による固定資産税の特例（地方税法附則第15条第44項）

対象者	資本金 1 億円以下の法人、従業員数 1,000 人以下の個人事業主のうち、 先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）			
対象設備	認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率 5%以上の投資計画に記載された ①から④の設備 【減価償却資産の種類ごとの要件（最低取得価格）】 ① 機械装置（160 万円以上） ② 測定工具及び検査工具（30 万円以上） ③ 器具備品（30 万円以上） ④ 建物附属設備（※家屋と一体となって効用を果たすものを除く）（60 万円以上）			
その他要件	・ 生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・ 中古資産ではないこと ・ 「先端設備等導入計画」の認定後に取得した資産であること			
特例措置	賃上げの表明	設備の取得時期	適用期間	特例割合
	無し	令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日	3 年間	2 分の 1
	有り	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日	5 年間	3 分の 1
	有り	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日	4 年間	3 分の 1
提出書類	☐ 先端設備等に係る固定資産税特例申告書 （様式は、浅口市のホームページ「先端設備等導入計画に基づき取得した 先端設備等に係る固定資産税の軽減」のページ内「様式」からご利用ください。） ☐ 先端設備等導入計画に係る認定申請書（写） ☐ 先端設備等導入計画に係る認定書（写） ☐ 認定経営革新等支援機関による事前確認書（写） ☐ 認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書（写） ～賃上げ方針を伴う計画を申請した（固定資産税の 1/3 軽減を希望する）場合～ ☐ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（写） ～リース資産で、リース会社が申告を行う場合に必要な追加書類～ ☐ リース契約書（写） ☐ 公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書（写）			

評価額の算出方法

評価額は、償却資産の取得年月、取得価額、耐用年数に基づき、一品ごとに計算します。

前年中に取得した資産＝取得価額×（1－ r／2）

前年前に取得した資産＝前年度評価額×（1－ r）

以後、毎年この方法で計算します。算出した評価額が取得価額の5％を下回るときは、取得価額の5％が評価額となります。

減価率

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得 1－ r／2	前年前取得 1－ r			前年中取得 1－ r／2	前年前取得 1－ r			前年中取得 1－ r／2	前年前取得 1－ r
2	0.684	0.658	0.316	13	0.162	0.919	0.838	24	0.092	0.954	0.908
3	0.536	0.732	0.464	14	0.152	0.924	0.848	25	0.088	0.956	0.912
4	0.438	0.781	0.562	15	0.142	0.929	0.858	26	0.085	0.957	0.915
5	0.369	0.815	0.631	16	0.134	0.933	0.866	27	0.082	0.959	0.918
6	0.319	0.840	0.681	17	0.127	0.936	0.873	28	0.079	0.960	0.921
7	0.280	0.860	0.720	18	0.120	0.940	0.880	29	0.076	0.962	0.924
8	0.250	0.875	0.750	19	0.114	0.943	0.886	30	0.074	0.963	0.926
9	0.226	0.887	0.774	20	0.109	0.945	0.891	31	0.072	0.964	0.928
10	0.206	0.897	0.794	21	0.104	0.948	0.896	32	0.069	0.965	0.931
11	0.189	0.905	0.811	22	0.099	0.950	0.901	33	0.067	0.966	0.933
12	0.175	0.912	0.825	23	0.095	0.952	0.905	34	0.066	0.967	0.934

税額の算出方法

それぞれの償却資産の評価額をすべて合計したものが課税標準額（1,000 円未満切り捨て）です。

課税標準額×税率（1． 4％）＝税額（100 円未満切り捨て）

免税点

償却資産の課税標準額が 150 万円未満の場合は、課税されません。

納期

浅口市では、5 月（第 1 期）、7 月（第 2 期）、1 2 月（第 3 期）、翌年 2 月（第 4 期）の 4 回に分けて納めることができます。

償却資産 Q&A（よくある質問）

Q1 税務署に確定申告していますが、市へも申告する必要はありますか？

A：税務署に提出されている書類は、国税（所得税など）の計算のためのもので、償却資産の申告は市税である固定資産税の計算に必要なものです。そのため、税務署への提出とは別に申告が必要です。

Q2 確定申告の減価償却費は、建物として一括で経費計上しているのですが、償却資産はどのように申告すればいいですか？

A：建物として一括計上した中に償却資産の対象資産があれば、申告が必要です。外構工事（門、舗装、植栽等）や駐車場設備、自転車置場、電気・給排水引込工事、屋外の設備等、家屋の評価に含まれていないものは償却資産の申告対象になります。建物と一体で計上している場合は、見積書や工事内訳等で工事内容を確認し、建物の総額から分けて申告してください。（8ページ「家屋と償却資産の区分」をご参照ください。）

Q3 償却資産の取得価額について、消費税はどのように取り扱いますか。

A：取得価額の算定にあたり、消費税については税務会計上採用されている経理方式により申告してください。（税抜経理方式であれば消費税を含まない価額で、税込経理方式であれば消費税を含む価額で申告してください。）

Q4 現在、使用していない事業用資産も申告は必要ですか？

A：一時的に稼働を停止している遊休資産であっても、それが事業用に所有され、使用できる状態にあれば申告対象となります。ただし、将来も使用できないような廃棄同様の状態にあるものについては償却資産に該当しません。

Q5 耐用年数が経過した償却資産についても申告が必要ですか？

A：耐用年数が経過し、減価償却が終わった資産でも現に事業の用に供することができる状態にある限りは、申告が必要です。償却資産の場合、評価額の最低額は取得額の5%です。（7ページ「税務会計（国税）との違い」をご参照ください。）

Q6 1台のパソコンを事業用と家庭用の両方に使用している場合、償却資産として申告する必要がありますか？

A：事業の用に供する目的をもって所有され、実際に使用している場合は、そのほとんどを家庭用に使用している場合であっても、償却資産として申告が必要です。

Q7 事業を廃業した場合や合併等で資産がすべてなくなった場合、償却資産の申告はどうなりますか？

A：申告年度の1月1日以前に、廃業もしくは合併等により所有する資産がなくなった場合、申告書右下の「18 備考」欄に「〇月〇日 廃業」等と記載し、全資産減少として申告をしてください



「償却資産申告書」の記入例

令和 7 年度

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

※所有者コード

令和 7 年1月10日
浅口市 殿

受付印

第二十六号様式
(提出用)

1住所
(又は納税通知書送付先)
(ふりがな)
あさくちしもがたちょうろくじょういんなか
浅口市鴨方町六条院中3050
(電話 0865-44-XXXX)

2氏名
(名称及び代表者)
(ふりがな)
あさくちこうぎょうかぶしがいいしゃ
浅口工業株式会社 代表取締役 浅口 太郎
(屋号)

3個人番号又は法人番号

4事業種目
(資本等の金額)
印刷業
(10 百万円)
5事業開始年月
平成●●年▲▲月
6担当者の氏名及び部署
浅口 次郎
(電話 0865-44-XXXX)
7税理士等の氏名
達照 花子
(電話 0865-44-●●●●)

8短縮耐用年数の承認
有・無
9増加償却の届出
有・無
10非課税該当資産
有・無
11課税標準の特例
有・無
12特別償却又は圧縮記載
有・無
13税務会計上の償却方法
定率法・定額法
14青色申告
有・無

15市内における事業所等資産の所在地
①鴨方町六条院中3050
②金光町占見新田751
③
16借用資産
(有・無)
貸主の名称等
△×浅口リース(株)
086-245-0000
17事業所用家屋の所有区分
自己所有・借家
18備考

資産の種類	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)
1 構築物	6,000,000		500,000	6,500,000
2 機械及び装置	2,300,000		100,000	2,400,000
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品	1,000,000	200,000	300,000	1,100,000
7 合計	9,300,000	200,000	900,000	10,000,000

資産の種類	評価額(ホ)	決定価格(ヘ)	課税標準額(ト)
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

この欄は、記入する必要はありません。
ただし、企業電算処理で全資産申告をされる場合は必ず記入してください。

① 申告年月日を記入してください。

② 住所、電話番号を記入してください。

③ 氏名または法人の名称と代表者名を記入してください。
個人事業主の方で、屋号があるときは、記入してください。

④ マイナンバー（個人番号・法人番号）を右詰めで記入してください。

⑤ 4欄～7欄は、事業の種類、事業開始年月、この申告書を作成した担当者名、税理士名を記入してください。

⑥ 8欄～14欄は、それぞれ該当する項目を○で囲んでください。

⑦ 15欄～17欄は、浅口市内における事業所の所在地番、家屋の所有区分、借用資産の有無を記入してください。

⑧ 「取得価額」には、

- 前年前に取得したもの(イ)…前年度に申告した方は、前年度申告書の計(ニ)欄の金額を記入してください。
- 前年中に減少したもの(ロ)…前年中に減少した資産の取得価額の合計額を種類ごとに記入してください。
- 前年中に取得したもの(ハ)…今回新たに申告する資産の取得価額の合計を種類ごとに記入してください。

⑨ 18欄は、

- 資産の増減がない場合…「増減なし」と記入してください。
- 償却資産として申告する資産がない場合…「該当資産なし」と記入してください。
- 休業・廃業・移転などの場合…それぞれの事由と日付を記入してください。
- 課税標準額の特例資産がある場合…資産の名称と適用条文を記入してください。
- その他…上記以外の連絡事項等がある場合は記載してください。

13

「種類別明細書(増加資産・全資産用)」の記入例

令和 7 年度												所有者名				1枚のうち	
所有者コード		種類別明細書(増加資産・全資産用)										浅口工業株式会社				1枚目	
行番号	資産の種別	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価格	耐用年数	減価残存率	価格	課税標準の特例		課税標準額	増事加	摘要	
					年号	年	月					率	コード				
01	2		太陽光発電システム	1	5	5	3	5,000,000	17							特例附15条26項	
02	6		応接セトー式	1	5	6	11	600,000	8								
03	6		パソコン	1	5	5	8	400,000	4							申告漏れ	
04	6		ルームエアコン	2	5	6	11	400,000	6								
05	①		②	③	④	⑤		⑥	⑦							⑧	
06																	
07																	
08																	
09																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
								小計	6,400,000								

この欄には記入する必要はありません。
ただし、企業電算処理による全資産申告をする場合は必ず記入してください。

- ① 該当する資産の種類番号を記入してください。
1：構築物 2：機械及び装置 3：船舶 4：航空機 5：車両及び運搬具 6：工具、器具及び備品
- ② 資産の名称を20文字以内で記入してください。漢字やアルファベットの使用も可能です。
- ③ 増加した資産の数量を記入してください。
- ④ 資産を取得したときの年号に該当する番号を記入してください。
令和：5 平成：4 昭和：3
- ⑤ 取得した年月を記入してください。
- ⑥ 取得価格を円単位で記入してください。
- ⑦ 耐用年数を記入してください。
- ⑧ 該当する増加理由の番号を○で囲ってください
1：新品取得 2：中古品取得 3：移動による受入れ 4：その他
- ⑨ 課税標準額の特例を受ける場合は、「特例」「適用条項」を記入してください。
また、証明書も一緒に提出してください。

「種類別明細書（減少資産用）」の記入例

令和 7 年度 所有者コード		種類別明細書(減少資産用)						所有者名 浅口工業株式会社			枚のうち 1 枚目		
行 番 号	資 産 類 の 消 滅 コ ー ド	資産の名称等	数量	取得年月			取得価格	耐用 年数	申告 年度	減少の事由及び区分		摘 要	
				年号	年	月				1売却 2減失 3移動 4その他	1全部 2一部		
01	6	60000001	レジスター	1	5	2	8	350,000	8		1・2・3・4	1・2	
02	6	60000003	コピー機	1	5	2	10	200,000	6		1・2・3・4	1・2	3台のうち1台減少
03	①	②	③	④	⑤	⑥		⑦	⑧		1・2・3・4	1・2	⑩
04											1・2・3・4	1・2	
05											1・2・3・4	1・2	
06											1・2・3・4	1・2	
07											1・2・3・4	1・2	
08											1・2・3・4	1・2	
09											1・2・3・4	1・2	
10											1・2・3・4	1・2	
11											1・2・3・4	1・2	
12											1・2・3・4	1・2	
13											1・2・3・4	1・2	
14											1・2・3・4	1・2	
15											1・2・3・4	1・2	
16											1・2・3・4	1・2	
17											1・2・3・4	1・2	
18											1・2・3・4	1・2	
19											1・2・3・4	1・2	
20											1・2・3・4	1・2	
							小計	550,000					

- ① 該当する資産の種類番号を記入してください。
1：構築物 2：機械及び装置 3：船舶 4：航空機 5：車両及び運搬具 6：工具、器具及び備品
- ② 浅口市からお送りした種類別明細書がお手元にある場合には、それに記載された「資産コード」を転記してください。
- ③ 減少した資産の名称を記入してください。
- ④ 減少した資産の数量を記入してください。
- ⑤ 減少した資産を取得したときの年号に該当する番号を記入してください。
令和：5 平成：4 昭和：3
- ⑥ 減少した資産を取得したときの年月を記入してください。
- ⑦ 減少した資産の取得価額を円単位で記入してください。
- ⑧ 減少した資産の耐用年数を記入してください。
- ⑨ 該当する番号を○で囲ってください。
減少の事由… 1：売却 2：減失 3：移動 4：その他
減少の内容… 1：全部が減少した場合 2：一部が減少した場合
- ⑩ 資産の一部が減少した場合は、その内容を具体的に記入してください。

主な資産とその耐用年数（抜粋）

種類		主な償却資産		耐用年数
第1種	構築物	広告用	金属造りのもの	20
			その他のもの	10
		緑化施設及び庭園	工場緑化施設	7
			その他の緑化施設及び庭園	20
		舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、レンガ敷、石敷	15
			アスファルト敷、木レンガ敷	10
			ビチューマルス敷	3
		塀	コンクリート、コンクリートブロック	15
			金属造	10
	建物附属設備	電気設備	蓄電池電源設備	6
			その他のもの	15
		給排水又は衛生設備及びガス設備		15
		冷房、暖房、通風又はボイラー設備 冷暖房装置（冷凍機の出力が22kw以下） その他のもの		13 15
		昇降機設備	エレベーター	17
			エスカレーター	15
		消火、排煙又は災害報知設備		8
		エアーカーテン・ドア自動開閉装置		12
		アーケード又は日よけ	主として金属製のもの	15
			その他のもの	8
		可動間仕切り	簡易なもの	3
			その他のもの	15
		簡易建物（掘立造及び仮設のもの）		7
第2種	機械及び装置	食料品製造業用設備		10
		飲料・たばこ又は飼料製造業用設備		10
		家具又は装備品製造業用設備		11
		印刷業又は印刷関連業用設備	デジタル印刷システム設備	4
			製本業用設備	7
		印刷関連業用設備	新聞業用設備	3、10
			その他の設備	10
		総合工事業用設備		6
		水道業用設備		18
		道路貨物運送業用設備		12
		倉庫業用設備		12
		運輸に付帯するサービス業用設備		10
		飲食料品卸売業用設備		10
		飲食料品小売業用設備		9
		宿泊業用設備		10
		飲食店用設備		8
		洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備		13
		その他の生活関連サービス業用設備		6
		自動車整備業用設備		15
		機械式駐車設備		10
第5種	車両	大型フォークリフト （自動車税、軽自動車税の対象は、対象外）		4

種類		主な償却資産		耐用年数
第6種	工具、器具及び備品	測定工具、検査工具		5
		治具、取付工具		3
		切削工具、金型		2
		家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品	事務机、事務いす、キャビネット 主として金属製のもの その他のもの	15 8
			応接セット 接客業用のもの その他のもの	5 8
			陳列だな、陳列ケース 冷凍機又は冷蔵機付のもの その他のもの	6 8
			その他の家具 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	5 15 8
			ラジオ、テレビ、テープレコーダー その他の音響機器	5
			冷房用又は暖房用機器	6
			冷蔵庫、洗濯機、その他の電気又はガス機器	6
			室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの	15 8
			食事又は厨房用品 陶磁器製・ガラス製のもの その他のもの	2 5
		事務機器及び通信機器	パソコン（サーバー用のものを除く）	4
			その他の電子計算機	5
			複写機、タイムレコーダー	5
			ファクシミリ	5
			インターホン・放送設備	6
		試験又は測定機器		5
		看板及び広告器具	看板、ネオンサイン、気球	3
			マネキン人形及び模型	2
		容器及び金庫	その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	10 5
			ドラム缶、コンテナーその他の容器 大型コンテナー（長さ6m以上） その他のもの 金属製のもの その他のもの	7 3 2
			手提げ金庫	5
			その他の金庫	20
		理容又は美容機器		5
		自動販売機		5